

よくあるご質問

応募について		
1	Q	留学生の推薦枠数がありますか？
	A	留学生の推薦枠数を設けておりません。 ただし、採用予定者数は40名程度のため、応募者多数により貴意に添いかねる場合もありますので、予めご了承ください。
2	Q	募集期間は延長可能ですか？
	A	不可です。
3	Q	大学の入学前でも応募可能ですか？
	A	原則として、応募時点で本財団指定の対象大学に留学生として在籍していることが応募条件の一つです。 ただし、指定大学への進学が決まっている場合は、入学までの進学待機期間の在留資格が「留学」以外であっても応募可能です。詳細につきましてはお問い合わせください。
4	Q	未入国の留学生でも応募可能ですか？
	A	原則として、日本の住所が記載されている在留カードをお持ちの留学生が応募対象です。 ただし、特段の事情（入国制限等）により、日本に入国できていない場合は例外として応募可能です。 その際、パスポートの写しを応募書類とともにご提出いただき、在留カード取得後、コピーの追加提出をお願いいたします。 また、奨学金は日本に入国した月から支給開始となり、遡及支払いをしませんので、ご了承ください。
5	Q	大学院入学試験の結果発表がまだされていない場合でも応募可能ですか？
	A	はい、応募可能です。ご提出いただいた奨学金申請書類をもとに選考のうえ、採用可否の判断を行います。仮に奨学生に採用された場合でも、大学院入試で結果的に不合格となった場合は、奨学生の身分が取り消されることとなりますので、予めご了承ください。
6	Q	専門職学位課程は応募対象となりますか？
	A	専門職学位課程は修士課程相当に該当しますので、応募可能です。
7	Q	卒業・修了予定が奨学金の受給期間より早く終了する場合でも応募可能ですか？
	A	本財団の募集要項に記載している応募対象者の条件をすべて満たせば、応募可能です。 ただし、奨学金の支給はその卒業・修了予定日の月までとなります。
8	Q	標準修業年限を越えた場合でも応募可能ですか？
	A	本財団が指定する対象大学に在籍していること、成績不振による延長ではないことであれば、問題なくご応募いただけます。なお、延長理由について、本財団内の選考委員会にて審査を行いますので、申請書類にできるだけ詳しく記載してください。また、延長予定が確定しましたら、お早めにご連絡ください。
9	Q	次年度の奨学金継続を希望する場合はどうすればよいですか？
	A	継続申請に関する規定がありませんので、継続を希望する場合も新規申請と同様に①～⑩の書類の提出が必要です。 なお、応募回数について制限がありませんので、過去に採用された方でも次年度にご申請いただけます。
10	Q	英文推薦状の場合、日本語の翻訳の添付が必要ですか？
	A	可能であれば、添付をお願いいたします。
一時停止・打ち切りについて		
1	Q	日本を不在にした場合（一時帰国、海外留学等）、奨学金の受給に影響がありますか？
	A	この奨学金制度は日本国内において勉学・研究し、国際交流や国際親善を図っていただきたいという趣旨で設立したものであり、募集要項の記載のとおり、連続して30日以上日本にいない場合は、特段の事情がある場合を除き、日本に戻るまで奨学金の支給が一時停止となります。なお、日本を不在にした期間について遡及支給はしませんので、ご承知おきください。
2	Q	卒業や進級のために、交換留学もしくは海外インターンシップで30日以上日本にいない場合、一時停止されますか？
	A	当該交換留学もしくは海外インターンシップが卒業・修了のために必須条件と規定されている場合は、特例として奨学金の支給を考慮しますので、ご相談ください。